

～労働保険料の免除を受けられている事業主の皆さまへ～

保険料免除の特例措置の終了のお知らせ

東日本大震災およびこれに伴う原子力発電所の事故により被災された皆さまの、一日も早い復旧、復興を心からお祈り申し上げます。

▶ 「東日本大震災による労働保険料の免除の特例措置」は、平成24年2月で終了しますので、平成24年3月以降の労働保険料については、平成24年度の年度更新期間中に申告・納付いただく必要がございます。

※ 労働保険料の免除の特例措置の期間は、以下のとおりです。

労働保険料：最長で、平成24年2月29日までの賃金に関する労働保険料

なお、平成24年度の一般拠出金（算定期間が平成23年4月から平成24年3月）は「免除の特例措置」の対象となりませんので、ご注意ください。

▶ 免除期間が終了した後も、労働保険料等の納付が困難な場合は、納付の猶予の制度をご利用いただける場合がありますので、お早めに、管轄の労働局にご相談ください。